

草津市立図書館キッチンカー等出店に係る要項

1 目的

草津市立図書館（以下、「図書館」という。）内において、キッチンカー等の出店による魅力的な飲食環境を整えることにより、図書館利用者の利便性を高めるとともに、新しい利用者の獲得と賑わいを創出することを目的とする。

2 出店場所

キッチンカー配置箇所の指定及び出店可能台数の制限がある。（別紙参照）

3 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）

4 出店資格と制限

（1）出店申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人

- ・ 公的機関が発行する本市内で有効な営業許可を有すること。
- ・ 食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。
- ・ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
- ・ 出店期間内において営業許可書の期限が有効であること。

(2) 出店制限

次のいずれかに該当する場合は出店を認めない。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ・過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
 - ・国税及び地方税を滞納している者。
 - ・草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

5 出店申込から出店開始までの流れ

(1) 登録申請

…5-1に指定する書類を提出すること。

(2) 審査

…申込書類を基に図書館が審査する。

(3) 承認通知書交付

…図書館が出店を認める場合は承認通知書を交付する。

(4) 出店予約

…図書館から出店の可否について問い合わせる。

(5) 許可書交付

…図書館が発行する決定通知書を送付する。

5-1 登録申請

登録申請書類

- ① 出店申込書
- ② 営業許可書一式の写し
- ③ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ④ 誓約書
- ⑤ 販売車写真画像（車幅、全長を記入）

※初回のみ提出すること。

登録を行った出店者については年度末に意思確認を行う。継続して次年度も出店を計画する場合は、承認通知書を年度毎に送付する。

ただし、提出した書類に変更が生じた場合は、速やかに変更となった旨を記載した書類を提出すること。

※営業方法等については本市の指示に従うこと。

5-2 審査

図書館が審査する。

5-3 承認通知書交付

- ・図書館が出店を認める場合は、申込者に承認通知書を交付する。審査結果は文書にて交付する。

5-4 出店予約

- ・出店日決定後、図書館から出店の可否について問い合わせる。

5-5 許可証交付

- ・出店許可日を示した許可証を送付する。

6 出店条件

(1) 出店可能日

イベント開催日 毎年 5月、10月、3月の各第三土曜日

そのほか、別にイベントを開催する可能性がある。

※イベント開催状況等により出店が認められない場合がある。

(2) 出店時間

- ・原則、午前11時～午後3時30分の間（設営、撤収の時間は含まない）を出店可能時間とし、原則3時間販売すること。ただし、材料等の不足による場合はこの限りではない。

※上記の出店時間は変更になる場合がある。

それ以外の時間の出店は、図書館と協議のこと。

(3) 出店のキャンセルについて

- ・出店をキャンセルする場合には、出店日の1開館日前の午前11時までに図書館へ連絡すること。連絡なく出店をキャンセルした場合、出店許可を取り消すことがある。

※開館日については、図書館のHPで確認のこと。

(4) 設備

電 気：仮設電源設備なし。発電機持込みは可能。ただし、施設の性質上、音の小さいものとし、事前に図書館と調整すること。

水 道：飲み水用の水道なし。トイレは使用可能。

ガ ス：無し。プロパンガスは持込み可能。

ゴ ミ：店舗ごとに利用者が見やすい位置にごみ箱又はごみ袋を設置し、持ち帰ること。

出店ごとにキッチンカー及びその周囲を清掃すること。

図書館敷地内に汁物や油類及び食品の廃棄は決して行わないこと。

消火器：火器器具を使用する場合は、各出店者で業務用消火器を設置すること。

仮 設：仮設の休憩所（ベンチ・テーブル・パラソル）等の設置は可能。パラソルなどは強風で飛散しないよう重しを置くなど、対策すること。設置箇所については図書館と協議すること。

(5) 注意事項

- ・出店許可証を車内又は看板等の見やすいところに掲示すること。
- ・出店者が公序良俗に反する使用をした場合及びその他図書館が出店を不相当と判断した場合は、出店資格を取り消すことができるものとする。
- ・出店者が許可の取消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、図書館は一切その責めを負わない。
- ・出店権利の第三者譲渡、貸与は禁止する。
- ・出店者は設置スペースを第三者に譲渡、貸与及び出店者同士で交換することはできない。
- ・食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期すこと。
- ・出店者は、今後の図書館の利便性向上のため、売り上げ状況や購入層等のアンケートに協力すること。

7 現状復旧

- ・ 出店者はその責めに帰する理由により、図書館敷地内の施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、図書館敷地内の施設を現状に回復した場合はこの限りではない。
- ・ 出店者は出店場所の使用に当たり、図書館または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。
- ・ 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害が生じても、図書館は一切その責めを負わない。

8 定めのない事項等の処理

- ・ 本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（草津市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、図書館と出店者の協議の上処理するものとする。

9 登録申請書類提出場所及び問い合わせ先

〒525-0036 草津市草津町1547番地

草津市立図書館

TEL：(077) 565-1818

E-mail：library@city.kusatsu.lg.jp

書類提出及び問い合わせ受付時間：午前10時～午後6時

※図書館休館日を除く。